

ERM Japan Newsletter

2023年7月5日発行

The business of sustainability



厳格化／多様化する EHS 規制への対応 デジタルプラットフォームの可能性

企業における環境・安全衛生（EHS）やサステナビリティ関連部署の責任者及び担当者の皆様は、年々対応すべき課題が増えており、いくら時間があっても足りない事を痛感されているのではないのでしょうか？

TCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）フレームワークに基づく情報開示対応に続き、今年 9 月には、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の自然関連リスクに関する情報開示フレームワークが最終化される予定です。また 2011 年の国連ビジネスと人権に関する指導原則を契機とし、2015 年のイギリス現代奴隷法、2017 年のフランス企業注意義務法、2021 年の EU の紛争鉱物規制、2022 年の米国ウイグル強制労働防止法や欧州委員会が発表した企業持続可能性デューデリジェンス指令案（CSDDD）など、欧米を中心に人権に関するハードロー化の動きが加速しています。

このように公害対応や労働災害対応を起点とした企業における EHS 管理は、今ではステークホルダーや NGO 等の要請を踏まえ、気候変動、社会的不公正、データプライバシーなど幅広い ESG 上の課題も考慮しなければなりません。また、企業が対応しなければならない範囲も「管理できる領域」のみならず「影響を及ぼすことが出来る領域」すなわち、「自社」から「サプライチェーン」へと大幅に拡大しています。そしてサプライチェーン上における問題は、自社のレピュテーションリスクとなり、財務に直結する可能性があります。ある自動車メーカーは、部品の金属加工における労働問題や環境被害について批判を受け、原材料費が 144%増加したという事例もあります。

企業における EHS 管理において重要な課題の 1 つは、サプライチェーン全体における EHS コンプライアンスの確保ですが、グローバル規模の企業であれば、国や地域によって EHS 要求事項の内容は大きく異なる事もあり、また言語、文化や成り立ちも異なる事から、莫大な労力を必要とします。参考までに、Thomson Reuters の『Cost of Compliance Report 2020』によると、1社に関連する EHS 関連法令の平均数は 134、さらに各法令に係る要求事項の数は 1,328 であり、2019 年には 1 日あたり平均 217 件の要求事項の更新が発表されています。そして、こうした EHS 関連法令の新規制定や更新は、今後も増加する事が容易に想定されます。

イー・アール・エム日本株式会社

E-mail: ERM.JapanNewsletter@erm.com | Website: www.erm.com

The business of sustainability



ERM Japan Newsletter

2023年7月5日発行

The business of sustainability



このような状況において、各企業ではどのような対応方法があるのでしょうか？事業所の EHS コンプライアンス対応要員の増員、EHS 法的要求事項の自動配信等サービスの活用、現有リソースでやり繰りを考える、特段の対応はしない...などが考えられます。前述の通り、企業においては対応すべき領域や範囲が拡大する一方、リスクを管理し、継続的に利益を上げるオペレーショナル・エクセレンスが期待されています。

ERM では、EHS コンプライアンスの確保、EHS マネジメントシステムの効率的・効果的運用及びパフォーマンス向上、EHS/ESG データの収集と情報開示という EHS 管理のあらゆる側面において、デジタルプラットフォーム活用によるオペレーショナル・エクセレンスを実現し、企業の持続可能な操業（サステナブルオペレーション）を支援しています。ERM のグループ会社である [Libryo](#) では、最新の IT 技術を活用し、世界各国・地域・地方都市レベルの法的要求事項に関するデータをまとめ、事業所単位で、当該事業所に適用される要求事項のみを提供するクラウドベースのデジタルプラットフォームを提供しております。企業ご担当者の要望として挙げられることのある「各事業所の EHS 管理担当者が専門的な知識を有さなくともコンプライアンス管理を迅速に行えること、そして、容易にかつ統一的にやるべきことをリストアップし、コンプライアンス遵守状況を維持する体制を構築すること。」に対応する事が可能となり、コーポレート EHS 責任者は、登録されたグループ各事業所のコンプライアンス状況を一目で確認する事が可能となります。

(櫻岡 範子、西 利道)

Newsletter 全般に関するお問合せ: ERM.JapanNewsletter@erm.com

本ニュースレターはイー・アール・エム日本株式会社（以下「当社」とします）が当社事業内容及び活動等を本ニュースレターの読者にご理解いただくための情報提供を目的としたものです。当社は本ニュースレターにおいて提供される各掲載記事内容の正確性に対する保証行為を一切しておりません。また、当社は読者が各記事を利用したこと起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。本ニュースレターを構成する各記事、画像等（これに限らない）の著作権は、当社に帰属するものとします。読者は、当社が特段の事情があると判断した場合を除き、本ニュースレターの各記事、画像等を他のウェブサイト、雑誌、広告等（これに限らない）に転載できないものとします。本ニュースレターからの外部サイトへのリンクについては、当社は一切責任を負わないものとし、また外部サイトへのリンクが起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。なお、弊社からの案内をご希望されない場合は、お手数ではございますが、ERM.JapanNewsletter@erm.com までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

イー・アール・エム日本株式会社

E-mail: ERM.JapanNewsletter@erm.com | Website: www.erm.com

The business of sustainability

